

4長薬発第509号
令和4年8月10日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する
検査・保健・医療提供体制の確保について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

今般、厚生労働省から、薬局についても、お盆期間中でも患者が適切かつ確実に検査・治療を受けられるよう検査・保健・医療提供体制の確保に万全を期すよう依頼がされました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知いただくとともに、お盆期間中でも患者が適切かつ確実に検査・治療を受けられるよう、地域の検査・保健・医療提供体制の確保につきまして特段のご配慮をお願いいたします。

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日薬業発第168号
令和4年8月10日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する
検査・保健・医療提供体制の確保について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれては、各都道府県における医療提供体制・医薬品提供体制、検査体制の確保、また医療用抗原定性検査キットの販売体制の強化についてご尽力をいただいておりますこと重ねて御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、また、同医薬・生活衛生局総務課より都道府県等に対し、お盆期間中の検査・保健・医療提供体制の確保に万全を期すよう連絡がされたことを受け、別添のとおり同課より本会に対しても協力依頼がありました。

貴会におかれましては、お盆期間中でも患者が適切かつ確実に検査・治療を受けられるよう、都道府県並びに関係者と連携いただき、地域の検査・保健・医療提供体制の確保につきまして格別のご高配を賜りますとともに、貴会会員への周知につきましてもよろしくお願い申し上げます。

<別添>

- ・お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する検査・保健・医療提供体制の確保について（令和4年8月9日、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

事務連絡
令和4年8月9日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する
検査・保健・医療提供体制の確保について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）宛て事務連絡を送付しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和4年8月9日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部局 御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する
検査・保健・医療提供体制の確保について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

薬局については、検査キットの販売体制の強化や、経口治療薬の調剤など、感染症対策の要となる役割を担っていただいているところですが、お盆期間中の検査・保健・医療提供体制の確保について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおりお願いをしております。薬局についても、お盆期間中でも患者が適切かつ確実に検査・治療を受けられるよう、検査・保健・医療提供体制の確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和4年8月9日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する検査・保健・医療提供体制の
確保について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の検査・保健・医療提供体制の確保については、下記の事務連絡に基づき、各地方自治体において整備に努めていただいているところですが、お盆期間中は、帰省時の人の動きが多くなり、検査・保健・医療提供体制への影響が懸念されるところです。

その一方で、休暇を取得する職員も増えると見込まれることから、検査・保健・医療提供体制に支障が生じることがないように、その確保に万全を期していただきますよう改めてお願いいたします。

併せて、お盆期間中においても、発熱等のある患者が適切かつ確実に検査・診療をうけられるよう、各地方自治体におかれては、地域の実情に応じて、診療・検査医療機関に対するお盆期間中の体制確保要請、お盆期間中の診療・検査が可能な施設の公表、お盆期間中の臨時の発熱外来の開設などに取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- ・「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」（令和4年7月5日付け事務連絡）及び「直近の感染状況を踏まえた医療提供体制について」（令和4年7月22日付け事務連絡）
- ・「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について」（令和4年7月15日付け事務連絡）
- ・「オミクロン株の BA5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和4年7月22日付け事務連絡（令和4年8月5日最終改正））

【担当】新型コロナウイルス感染症対策推進本部

○医療体制に関すること 医療班 廣川・角野・土橋

TEL 03-5253-1111（内線8079）

03-3595-3205（夜間直通）

○保健所に関すること 保健班 坂口・篠原

TEL 03-5253-1111（内線2332/2335）

03-3595-2190（夜間直通）

○検査体制に関すること 検査班 西倉

TEL 03-5253-1111（内線8323）

03-6812-7813（夜間直通）